

○東京都市町村職員退職手当組合職員給料の特別調整額に関する規則

(平成4年4月1日
規則第1号)

改正 平成21年 3月31日 規則第3号

平成28年 3月31日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（昭和40年条例第9号。以下「条例」という。）第14条の規定により給料の特別調整額（以下「特別調整額」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の範囲及び支給額)

第2条 給料の特別調整額の支給を受ける者の範囲及び支給額は、別表に掲げる特別調整額支給表のとおりとする。

2 前項に規定する職にある職員が他の職を兼ねた場合は、主たる職につき支給するものとする。

第3条 第2条に定める支給対象者のうち、その者が休暇、欠勤その他の事由により、その月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、その月の特別調整額は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務実績が良好でないと認められる職員に対しては、特別調整額を停止し、又は減額し、若しくは返納させることができる。

(端数)

第4条 前条規定により計算した額又は条例第6条第5項の規定を準用した場合に得られる額に1円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、特別調整額の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

特別調整額支給表

支給する職	支給額
事務局長	121,700 円
事務局次長、参事	106,500 円
課長、主幹	80,000 円

備考

- 1 上記の職位にある者であっても、条例の適用を受けないものには、適用しない。
- 2 上記の職位に準ずる職位にある者は、上記の支給額を基準とする。